○和歌山市景観条例施行規則

平成23年11月22日 規則第74号

改正 平成24年3月23日規則第10号

平成25年3月19日規則第9号

平成30年3月23日規則第16号

平成30年6月15日規則第67号

令和2年5月27日規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び和歌山市 景観条例(平成23年条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定め るものとする。

(定義)

- 第2条 この規則における「工作物」には、屋外広告物を掲出する物件を含まないものとする。
- 2 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、法及び条例で使用する用語 の例による。

(行為の届出等)

- 第3条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)第1条 第1項に規定する届出書は、景観計画区域内における行為の届出書(別記様式第1号)とする。
- 2 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書(別記様式第2号)により行うものとする。この場合においては、省令第1条第2項第1号から第3号までに掲げる図書(その記載すべき内容が法第16条第1項の規定による届出に添付された図書と同一のもの及び市長が添付する必要がないと認めるものを除く。)を添付しなければならない。
- 3 条例第8条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書に次に掲げる 図書を添付して行うものとする。
 - (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
 - (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
 - (3) 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- 4 条例第8条第2項に規定する規則で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに行為の完了予定日とする。
- 5 条例第8条第3項に規定する規則で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更によ

- り同条第2項の届出に係る行為が法第16条第7項第1号から第10号まで及び条例第9条各 号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。
- 6 第2項の規定は、条例第8条第3項の規定による届出に準用する。この場合において、第2項中「省令第1条第2項第1号から第3号まで」とあるのは「第3項各号」と、「法第16条第1項」とあるのは「条例第8条第2項」と読み替えるものとする。
- 7 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行う者は、当該届出を行う前に、あらかじめ、その内容について市長に協議を申し出ることができる。
- 8 市長は、前項の規定による協議の申出があったときは、当該協議に応じなければならない。 (行為の届出に係る氏名等の変更の届出等)
- 第4条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、氏名又は住所等(法人その他の団体にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地等)に変更があったときは、氏名等変更届出書(別記様式第3号)により、速やかに市長に届け出なければならない。
- 2 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を中止した ときは、景観計画区域内における行為の中止届出書(別記様式第4号)により、速やかに市長 に届け出なければならない。

(行為の通知)

第5条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書(別記様式第5号)により行うものとする。この場合においては、省令第1条第2項第1号から第3号までに掲げる図書(市長が添付する必要がないと認めるものを除く。)を添付しなければならない。

(届出を要しない行為)

- 第6条 景観計画区域のうち景観重点地区以外の区域における条例第9条第1号の規則で定める 行為は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 法第16条第1項第1号に掲げる行為で、当該行為に係る建築物が次のいずれにも該当しないもの又は建築物の設置期間が90日を超えないもの
 - ア 高さが13メートルを超えること。
 - イ 建築面積が1,000平方メートルを超えること。
 - (2) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これに 類する工作物、自動車車庫その他これに類する用途に供する工作物又は汚物の処理、ごみの 焼却その他これらに類する用途に供する工作物(以下この条において「特定工作物」という。) に係る法第16条第1項第2号に掲げる行為で、当該行為に係る工作物が次のいずれにも該 当しないもの
 - ア 高さが13メートルを超えること。
 - イ 築造面積が1,000平方メートルを超えること。

- (3) 特定工作物以外の工作物に係る法第16条第1項第2号に掲げる行為で、当該行為に係る工作物の高さが13メートル(電柱(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者が電気事業の用に供するものに限る。)次項及び第3項において同じ。)にあっては、15メートル)を超えないもの
- (4) 法第16条第1項第1号又は同項第2号に掲げる行為(次項及び第3項において「届 出対象行為」という。)(前3号に掲げる行為を除く。)で、次のいずれかに該当するもの ア 増築、改築又は移転に係る床面積又は築造面積の合計が10平方メートルを超えないも の
- イ 修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積が10平方メートルを超えないもの
- (5) 法第16条第1項第3号に掲げる行為で、当該行為に係る開発区域の面積が1,00 0平方メートルを超えないもの又は当該行為に係る開発区域の面積が当該規模を超えるもの にあっては当該行為が土地の形質の変更を伴わないもの
- (6) 条例第8条第1項第1号に掲げる行為で、当該行為に係る面積が1,000平方メートルを超えないもの
- (7) 条例第8条第1項第2号に掲げる行為で、当該行為に係る面積が10,000平方メートルを超えないもの
- (8) 条例第8条第1項第3号に掲げる行為で、当該行為が次のいずれかに該当するもの ア 堆積の面積が3,000平方メートルを超えないこと。
- イ 外部から見通すことができない場所で行われること。
- ウ 90日を超えて継続しないこと。
- (9) 条例第8条第1項第4号に掲げる行為で、第1号に該当する行為に伴い設置するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為
- 2 条例第6条第2項の規定により景観計画において景観重点地区として定めた和歌山城周辺景 観重点地区における条例第9条第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 法第16条第1項第1号に掲げる行為で、当該行為に係る建築物の設置期間が90日 を超えないもの
 - (2) 特定工作物に係る法第16条第1項第2号に掲げる行為で、当該行為に係る工作物の 高さが1.5メートルを超えないもの
 - (3) 特定工作物以外の工作物に係る法第16条第1項第2号に掲げる行為で、当該行為に係る工作物の高さが1.5メートル(電柱にあっては、15メートル)を超えないもの
 - (4) 届出対象行為(前3号に掲げる行為を除く。)のうち、当該行為に係る建築物又は工作物が次のいずれかに該当するもの

- ア 増築、改築又は移転に係る床面積又は築造面積の合計が10平方メートルを超えないもの
- イ 修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積が10平方メートルを超えないもの
- (5) 法第16条第1項第3号に掲げる行為で、当該行為が土地の形質の変更を伴わないもの
- (6) 条例第8条第1項第1号に掲げる行為のうち、面積が10平方メートル以下の土地の 形質の変更で、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (7) 条例第8条第1項第2号に掲げる行為で、当該行為に係る面積が300平方メートル を超えないもの
- (8) 条例第8条第1項第3号に掲げる行為で、当該行為が外部から見通すことができない場所で行われ、又は90日を超えて継続しないもの
- (9) 条例第8条第1項第4号に掲げる行為で、設置期間が90日を超えないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為
- 3 条例第6条第2項の規定により景観計画において景観重点地区として定めた和歌の浦景観重 点地区における条例第9条第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 法第16条第1項第1号に掲げる行為で、当該行為に係る建築物が次のいずれにも該 当しないもの又は建築物の設置期間が90日を超えないもの
 - ア 高さが10メートルを超えること。
 - イ 建築面積が100平方メートルを超えること。
 - (2) 特定工作物に係る法第16条第1項第2号に掲げる行為で、当該行為に係る工作物が 次のいずれにも該当しないもの
 - ア 高さが10メートルを超えること。
 - イ 築造面積が100平方メートルを超えること。
 - (3) 特定工作物以外の工作物に係る法第16条第1項第2号に掲げる行為で、次に掲げる もの
 - ア モニュメントその他これに類するものにあっては、当該行為に係る工作物の高さが 1. 5メートルを超えないもの
 - イ モニュメントその他これに類するもの以外のものにあっては、当該行為に係る工作物の 高さが10メートル(電柱にあっては、15メートル)を超えないもの又は築造面積が1 00平方メートルを超えないもの
 - (4) 届出対象行為(前3号に掲げる行為を除く。)のうち、当該行為に係る建築物又は工作物が次のいずれかに該当するもの
 - ア 増築、改築又は移転に係る床面積又は築造面積の合計が10平方メートルを超えないも

 \mathcal{O}

- イ 修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積が10平方メートルを超えないもの
- (5) 法第16条第1項第3号に掲げる行為で、当該行為に係る開発区域の面積が1,00 0平方メートルを超えないもの又は当該行為に係る開発区域の面積が当該規模を超えるもの にあっては当該行為が土地の形質の変更を伴わないもの
- (6) 条例第8条第1項第1号に掲げる行為で、当該行為に係る面積が1,000平方メートルを超えないもの
- (7) 条例第8条第1項第2号に掲げる行為で、当該行為に係る面積が1,000平方メートルを超えないもの
- (8) 条例第8条第1項第3号に掲げる行為で、当該行為が次のいずれかに該当するもの ア 堆積の面積が3,000平方メートルを超えないこと。
- イ外部から見通すことができない場所で行われること。
- ウ 90日を超えて継続しないこと。
- (9) 条例第8条第1項第4号に掲げる行為で、第1号に該当する行為に伴い設置するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為
- 4 条例第9条第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出を要する行為
 - (2) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を要する行為(同法第9条の規定により当該許可があったものとみなされる行為を含む。)
 - (3) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第3項の認可を要する行為又は同 法第20条第3項の許可を要する行為
 - (4) 和歌山県文化財保護条例(昭和31年和歌山県条例第40号)第12条第1項の許可 を要する行為
 - (5) 和歌山市文化財保護条例(昭和41年条例第16号)第6条の許可を要する行為
 - (6) 和歌山市屋外広告物条例(平成8年条例第57号)第3条第1項の許可を要する行為
 - (7) 和歌山市環境と大規模な太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例(平成30年 条例第7号)第11条第1項の許可を要する行為

(公共的団体)

- 第7条 条例第9条第3号の規則で定める公共的団体は、法第92条第1項の規定により市長が 指定した景観整備機構とする。
- 2 法第92条第1項の申請は、景観整備機構指定申請書(別記様式第6号)に、次に掲げる書

類を添えて行わなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 法人の組織及び沿革を記載した書類
- (4) 法第93条に規定する業務に関する計画書
- (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 法第92条第3項の規定による届出は、景観整備機構名称等変更届出書(別記様式第7号) により行わなければならない。

(行為の着手の制限期間の短縮)

第8条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項本文の期間を短縮することとしたときは、行為の着手制限の期間の短縮に係る通知書(別記様式第8号)により、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し通知するものとする。

(勧告及び公表の方法)

- 第9条 法第16条第3項の規定による勧告は、景観計画区域内の行為に対する勧告書(別記様 式第9号)により行うものとする。
- 2 条例第11条第2項の規定による公表は、和歌山市公報への登載その他市長が適当と認める 方法により、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 法第16条第3項の規定による勧告を受けた者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 - (2) 勧告の内容
 - (3) その他市長が必要と認める事項

(変更命令等)

第10条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、景観計画区域内の行為に対する変 更等命令書(別記様式第10号)により行うものとする。

(行為の完了の届出)

第11条 条例第13条の規定による届出は、景観計画区域内における行為の完了届出書(別記様式第11号)に、当該届出に係る行為が完了した後の状況を示す写真(色彩を識別でき、かつ、日付が確認できるものに限る。)を添えて市長に提出することにより行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案)

第12条 法第20条第1項若しくは第2項又は法第29条第1項若しくは第2項の規定による 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案は、景観重要建造物又は景観重要樹木指定提案 書(別記様式第12号)を市長に提出することにより行うものとする。

(景観重要建造物の指定の告示)

第13条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしたときは、その旨

及び次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 景観重要建造物の所在地
- (4) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲
- (5) 指定の理由となった外観の特徴
- 2 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書(別記様式第13号)により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の解除の告示)

- 第14条 市長は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除したときは、その旨及び前条第1項各号(第5号を除く。)に掲げる事項並びに指定の解除の理由及び解除の年月日を告示するものとする。
- 2 法第27条第3項の規定により準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建 造物指定解除通知書(別記様式第14号)により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の告示)

- 第15条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしたときは、その旨及 び次に掲げる事項を告示するものとする。
 - (1) 指定番号及び指定の年月日
 - (2) 景観重要樹木の樹種
 - (3) 景観重要樹木の所在地
 - (4) 指定の理由となった樹容の特徴
- 2 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書(別記様式第15号)によ り行うものとする。

(景観重要樹木の指定の解除の告示)

- 第16条 市長は、法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除したときは、その旨及び前条第1項各号(第4号を除く。)に掲げる事項並びに指定の解除の理由及び解除の年月日を告示するものとする。
- 2 法第35条第3項の規定により準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹 木指定解除通知書(別記様式第16号)により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の標識の設置)

- 第17条 法第21条第2項又は第30条第2項に規定する標識は、所有者と協議の上、公衆の 見やすい場所に設置するものとする。
- 2 前項に規定する標識は、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 景観重要建造物又は景観重要樹木である旨

- (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- (3) 指定番号及び指定の年月日
- 3 第1項の標識は、景観重要建造物にあっては別記様式第17号、景観重要樹木にあっては別記様式第18号によるものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更許可の申請)

第18条 法第22条第1項又は第31条第1項の許可を受けようとする者は、景観重要建造物 又は景観重要樹木現状変更許可申請書(別記様式第19号)を市長に提出しなければならない。 申請した内容を変更するときも、同様とする。

(身分証明書)

第19条 法第17条第8項及び第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、別記様式第20号によるものとする。

(所有者の変更)

第20条 法第43条の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出は、 景観重要建造物又は景観重要樹木所有者変更届出書(別記様式第21号)に、所有者の変更に 係る土地及び建物(景観重要樹木にあっては、土地)の登記事項証明書を添えて行うものとす る。

(団体規約の内容)

- 第21条 条例第15条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 団体の目的
 - (2) 団体の名称
 - (3) 団体の活動の内容
 - (4) 団体の事務所の所在地
 - (5) 団体の役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
 - (6) 団体の構成員に関する事項
 - (7) 団体の会計に関する事項

(推進団体の認定の申請)

- 第22条 条例第15条第2項の申請は、景観まちづくり推進団体認定申請書(別記様式第22 号)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。
 - (1) 良好な景観の形成を目的とする自主的な活動の区域を示す地図
 - (2) 団体の活動の内容及びその活動が継続的に実施されていることを示す書類
 - (3) 団体の活動について、土地所有者等(土地の所有者及び借地権を有する者をいう。以下同じ。)及び住民の理解を得ていることを示す書類
 - (4) 団体の構成員の過半数が当該区域内に土地の所有権、借地権又は住所を有することを示す書類

- (5) 団体規約(法人の場合にあっては、定款等の写し)
- (6) 登記事項証明書(法人の場合に限る。)

(推進団体の認定)

第23条 市長は、条例第15条第1項の規定による認定をしたときは、景観まちづくり推進団体認定書(別記様式第23号)により、同条第2項の申請をした者に通知するものとする。 (推進団体の認定に係る変更の届出)

第24条 推進団体は、条例第15条第2項の申請に係る事項を変更したときは、速やかに景観まちづくり推進団体変更届出書(別記様式第24号)に第22条各号に掲げる書類であって、 当該変更の内容を明らかにするものを添えて市長に届け出なければならない。

(推進団体の認定の取消し)

第25条 市長は、条例第17条第1項の規定により認定の取消しをしたときは、景観まちづく り推進団体認定取消書(別記様式第25号)により、推進団体に通知するものとする。 (推進地区の指定の申請)

- 第26条 条例第18条第2項の申請は、景観まちづくり推進地区指定申請書(別記様式第26 号)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。
 - (1) 推進地区の指定を受けようとする区域を示す地図
 - (2) 前号の区域において良好な景観の形成を積極的に推進していることを示す書類
 - (3) 推進地区内に自らの土地又は住所が含まれることについて、土地所有者等及び住民の 理解を得ていることを示す書類
 - (4) 第22条各号に掲げる書類(推進団体以外の者に限る。)

(推進地区の指定)

- 第27条 市長は、条例第18条第1項の規定による指定をしたときは、景観まちづくり推進地 区指定書(別記様式第27号)により、同条第2項の申請をした者に通知するものとする。 (推進地区の指定に係る変更の届出)
- 第28条 推進地区の指定の通知を受けた団体は、条例第18条第2項の申請に係る事項を変更 したときは、速やかに景観まちづくり推進地区変更届出書(別記様式第28号)に第26条各 号に掲げる書類であって、当該変更の内容を明らかにするものを添えて市長に届け出なければ ならない。

(推進地区の指定の取消し)

第29条 市長は、条例第20条第1項の規定により指定の取消しをしたときは、景観まちづく り推進地区指定取消書(別記様式第29号)により、推進地区の指定の通知を受けた団体に通 知するものとする。

(雑則)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この規則は、平成23年12月12日から施行する。 附 則 (平成24年3月23日)
- この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成25年3月19日)
- この規則は、平成25年7月1日から施行する。 附 則 (平成30年3月23日)
- この規則は、平成30年4月1日から施行する。 附 則(平成30年6月15日)
- この規則は、平成30年6月22日から施行する。 附 則(令和2年5月27日)
- この規則は、令和2年7月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

(表面)

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

 届出者
 住
 所

 氏
 名
 印

 電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称並びに代表者の氏名及び代表者印

景観法第16条第1項に規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	和歌山市			
景観計画区域区分	□重	点地区()	□その他
行為の種類	□土地の開墾、土 □木竹の伐採	条第12項に規定する 石の採取、鉱物の 石、廃棄物、再生	掘採その他	1土地の形質の変更 1物件の堆積
行為の期間	着手予定年月日 完了予定年月日	年年	月月月	E E
行為地の現況	元」了定年月日	4-		п
設計者	住 所 氏 名			
	電話番号			

- 1 届出書は、正副2通提出してください。
- 2 行為地の現況は、できるだけ詳細に記載してください。
- 3 代理人が届出をする場合は、委任状を添付してください。
- 4 □の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

(裏面)

	種類				行為の	の内容			
		主	要用途			構	造		
				届出部	分	既存	部分	合	計
		敷地	也面積		\mathbf{m}^2		m^2		m^2
	建築物	建築	楽面積		\mathbf{m}^2		m^2		m^2
	□新築□増築	延~	べ面積		\mathbf{m}^2		m^2		m^2
	□改築 □移転 □修繕 □模様替	7	高さ			m	()	階数:	階)
	□修器 □模像督 □色彩の変更	仕上	屋根						
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	材	外壁						
		4.0%	屋根						
		色彩	外壁						
		特別	定照明	照射面積	:	m^2	照明機構	オ・数:	
		種	類			構	造		
				届出部	分	既存	部分	合	計
設計	工作物	敷地	也面積		m^2		m^2		m^2
計	□新設□増築	築ì	告面積		m^2		m^2		m^2
はな	□改築 □移転 □修繕 □模様替	延~	べ面積		m^2		m^2		m^2
施 行	□ □ 回標 □ 回模像 回 □ 回色彩の変更	高	i さ		m	長	さ		m
又は施行方法	□特定照明	仕	:上材						
		1	色彩						
		特別	定照明	照射面積	:	m^2	照明相	幾材・数	:
	都市計画法第4条 第12項に規定する 開発行為	行剂	為面積						m^2
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘	行為	為面積						\mathbf{m}^2
	採その他土地の形 質の変更		亍方法		切土		注土 [] その	他
	十分の体型		或面積						m^2
	木竹の伐採	主	要樹種						
	屋外における土	堆和	責面積						m^2
	石、廃棄物、再生	堆積物	勿の種類						
	資源その他物件の 堆積	堆和	責期間	年	月	日から	年 年	月	日まで

- 1 各項目ともできるだけ具体的に記載してください。
- 2 この届出書とともに必要な図書を添付してください。
- 3 □の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

別記様式第2号(第3条関係)

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

印

(宛先)和歌山市長

 届出者
 住
 所

 氏
 名

 電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称並びに代表者の氏名及び代表者印

景観法第16条第2項の規定により、届出事項の変更について、次のとおり届け出ます。

当初の	の届出年月日	年	月	日	
行	為の場所	和歌山市			
景観記	計画区域区分	□重点地区()	□その他
行	為の種類	□建築物(□工作物(□都市計画法第4条第12項に □土地の開墾、土石の採取、 □木竹の伐採 □屋外における土石、廃棄・	鉱物の	掘採その他	也土地の形質の変更
変更	変更前				
変更する内容等	変更後				
容等	変更理由				
変更部 の着手	分に係る行為 予定日	年	月	日	
変更部 の完了	分に係る行為 予定日	年	月	日	

- 1 届出書は、正副2通提出してください。
- 2 この届出書とともに変更に係る図書を添付してください。
- 3 □の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

別記様式第3号(第4条関係)

氏名等変更届出書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

 届出者
 住
 所

 氏
 名
 印

 電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称並びに代表者の氏名及び代表者印

景観法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

/Ш • / г	450 7 6								
:	行為の届出日			年		月	日		
	行為の場所	和歌山市							
	行為の種類	□土地の □木竹の	(画法第4章 開墾、± 伐採 おける±	二石の採	取、鉱	、物の排		.土地の形質 物件の堆積	
	変更年月日			年		月	日		
	氏名又は名称	変更前							
	八名文は石林	変更後							
亦	住所又は主たる	変更前							
変更の	事務所の所在地	変更後							
の内	電話番号	変更前							
内容等	电前笛 ク	変更後							
等	変更理由								

- 1 変更の内容等の欄には、該当する項目について記入してください。
- 2 □の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

別記様式第4号(第4条関係)

景観計画区域内における行為の中止届出書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

 届出者
 住
 所

 氏
 名

 電話番号

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称並びに代表者の氏名及び代表者印

年 月 日付けで届け出た景観区域内における行為を中止したので、次のとおり届け出ます。

行為の中止日	年 月 日
行為の場所	和歌山市
景観計画区域区分	□重点地区() □その他
行為の種類	□建築物() □工作物() □都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 □土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 □木竹の伐採 □屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積 □特定照明
中止の理由	

- 1 中止の理由は、できるだけ詳細に記載してくだい。
- 2 □の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

別記様式第5号(第5条関係)

(表面)

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

通知者 主たる事務所の所在地名名 称代表者氏名 印電話番号

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

行為の場所	和歌山市			
景観計画区域区分	□重/	点地区()	□その他
行為の種類	□建築物(□工作物(□本市計画法第4条□土地の開墾、土□本竹の伐採□屋外における土□、中定照明	石の採取、鉱物の	を握採その他	1土地の形質の変更 1物件の堆積
 行為の期間	着手予定年月日	年	月	日
11 20 0 2511月	完了予定年月日	年	月	Ħ
行為地の現況				
	住 所			
設計者	氏 名			
	電話番号			

- 1 行為地の現況は、できるだけ詳細に記載してください。
- 2 □の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

(裏面)

	種類			.,,,,,,	行為の	 の内容			
		主	要用途			構	造		
				届出部	分	既存	部分	合	計
		敷却	也面積		\mathbf{m}^2		m^2		m^2
	建築物	建组	楽面積		\mathbf{m}^2		m^2		m^2
	□新築□増築	延	べ面積		m^2		m^2		m^2
	□改築 □移転 □修繕 □模様替	Ī	高さ			m	()	谐数:	階)
	□色彩の変更	仕上	屋根						
	□特定照明	材	外壁						
		色彩	屋根						
			外壁						
		特別	定照明	照射面積	:	m^2	照明村	幾材・数	: :
		種	類			構	造		
				届出部	分	既存	部分	合	計
設計	工作物	敷地	也面積		\mathbf{m}^2		m^2		m^2
計 又	□新設 □増築□改築 □移転	築注	告面積		m^2		m^2		m^2
は梅	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	延	べ面積		m^2		m^2		m^2
又は施行方法	□色彩の変更	髙	i さ		m	長	さ		m
万 法	□特定照明	仕	上材						
		1	色彩						
		特別	定照明	照射面積	:	m^2	照明機材	オ・数:	
	都市計画法第4条 第12項に規定する 開発行為	行	為面積						m^2
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘	行	為面積						m^2
	の採取、鉱物の掘 採その他土地の形 質の変更 木竹の伐採	施征	亍方法		切土		盛土 [] その	他
		区计	或面積						m^2
		主	要樹種						
	屋外における土	堆和	責面積						m^2
	石、廃棄物、再生	堆積物	勿の種類						
	資源その他物件の 堆積	堆和	責期間	年	月	日から	5 年	月	日まで

- 1 各項目ともできるだけ具体的に記載してください。
- 2 この通知書とともに必要な図書を添付してください。
- 3 □の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

別記様式第6号(第7条関係)

景観整備機構指定申請書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

申請者 所在地 名 称 代表者氏名 電話番号

印

景観法第92条第1項の規定にする景観整備機構の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

法人の種別	
行おうとする業 務の種類	
備考	

注意事項 この申請書とともに、必要な図書を添付してください。

別記様式第7号(第7条関係)

景観整備機構名称等変更届出書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

 届出者
 所在地

 名
 称

 代表者氏名
 印

 電話番号

景観法第92条第3項の規定により、届出に係る事項を変更するため、次のとおり届け出ます。

	変更年月日		年	月	日
	h Th	変更前			
	名称	変更後			
変更の内容等	住所又は主た る事務所の所	変更前			
内容等	在地	変更後			
,,	電話番号	変更前			
	电前钳 夕	変更後			
備考					

別記様式第8号(第8条関係)

行為の着手制限の期間の短縮に係る通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

和歌山市長 印

年 月 日付けで届出のあった行為について、景観法第18条第2項の規定により、行為の着手制限の期間を短縮するので、次のとおり通知します。

行為の場所							
景観計画区域区分		重点地区()		その他	
行為の種類	□建築物(□工作物(□都市計画法第 □土地の開墾、 □木竹の伐採 □屋外における □特定照明	土石の採	取、鉱	物の掘採そ	の他士	_ ,,,	
行為の期間	短縮前の期間	年	月	日から	年	月	目まで
11 mg <> >\\ \tag{11}	短縮後の期間	年	月	日から	年	月	日まで
届出者	住 所						
)	氏 名						
備考							

別記様式第9号(第9条関係)

景観計画区域内の行為に対する勧告書

 第
 号

 年
 月

 日

様

和歌山市長

年 月 日付けで届出のあった行為については、和歌山市景観計画に定められた基準に適合しないと認めたので、景観法第16条第3項の規定により、次のとおり勧告します。

行為の場所					
景観計画区域区分	□重点	地区()		一の他
行為の種類	□建築物(□工作物(□都市計画法第4条 □土地の開墾、土石 □木竹の伐採 □屋外における土石 □特定照明	石の採取、銀	広物の掘採	その他土	
行為の期間	着手予定年月日		年	月	日
11河90分期间	完了予定年月日		年	月	日
届出者	住所				
川山有	氏 名				
勧告事項					

別記様式第10号(第10条関係)

暑観計画 区	たははあのな	テ光ファナー	ナス亦雨	'

 第
 号

 年
 月

 日

様

年 月 日付けで届出のあった行為については、和歌山市景観計画に定められた基準に適合しないと認めたので、景観法第17条第 項の規定により、次のとおり命令します。

行為の場所						
景観計画区域区分	□重点地	地区()	口その	他	
行為の種類	□土地の開墾、土石 □木竹の伐採	□工作物() □都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 □土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質□木竹の伐採 □屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積 □特定照明				
行為の期間	着手予定年月日		年	月	日	
行為の期間	完了予定年月日		年	月	日	
届出者	住 所					
畑山相 	氏 名					
命令事項						

別記様式第11号(第11条関係)

景観計画区域内における行為の完了届出書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

 届出者
 住
 所

 氏
 名
 印

 電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称並びに代表者の氏名及び代表者印

景観法第16条第1項又は第2項の規定により届け出た行為が完了したので、次のとおり届け出ます。

景観法第16条の規 定に基づく届出年月 日	名	三月	日(変更届日	年	月	日)
行為の場所	和歌山市					
行為の種類	□土地の開 □木竹の伐	法第4条第 墾、土石の 採 :ける土石、) □□□ 512項に規定する の採取、鉱物の振 廃棄物、再生資	開発行為	他土地	
行為の期間	行為の着	手年月日	,	年	月	日
1] 何切期间	行為の完	了年月日	,	年	月	日
	住 所					
設計者	氏 名					
	電話番号					
(備考)						

- 1 この届出書とともに必要な図書を添付してください。
- 2 □の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

別記様式第12号(第12条関係)

景観重要建造物又は景観重要樹木指定提案書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

 提案者 住 所

 氏 名

 電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称並びに代表者の氏名及び代表者印

景観法第20条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定により、次のと おり関係図書を添えて提案します。

建造物の名称又 は樹木の樹種	
所在地	和歌山市
建造物又は樹木の特徴	
提案の理由	

- 1 特徴の欄は、建造物にあっては外観の特徴を、樹木にあっては樹容の特徴を記入して ください。
- 2 この提案書とともに必要な図書を添付してください。

別記様式第13号(第13条関係)

景観重要建造物指定通知書

第 号 年 月 日

様

和歌山市長

印

景観法第21条第1項の規定により、景観重要建造物に指定したことを通知します。

家员123721743717407%124	- · / \						
指定年月日及び指定番号			年	月	日	第	号
景観重要建造物の名称							
景観重要建造物の所在地	和歌山	市					
	住	所					
景観重要建造物の所有者	氏	名					
	電話	番号					
指定の理由 (外観の特徴)							
景観法第19条第1項に 規定する土地その他の物 件の範囲							

別記様式第14号(第14条関係)

景観重要建造物指定解除通知書

第 号 年 月 日

様

和歌山市長印

景観法第27条第3項の規定により準用する景観法第21条第1項の規定により、景観重要建造物の指定を解除したことを通知します。

指定年月日及び指定番号			年	月	月	第		号	
景観重要建造物の名称									
景観重要建造物の所在地	和歌山	巾							
	住	所							
景観重要建造物の所有者	氏	名							
	電話	番号							
指定解除の日					年	月	日		
指定解除の理由									

別記様式第15号(第15条関係)

景観重要樹木指定通知書

第 号 年 月 日

様

和歌山市長

印

景観法第30条第1項の規定により、景観重要樹木に指定したことを通知します。

从原则为1000尺列11 X10790元1	1	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
指定年月日及び指定番号		年	月	日	第	号
景観重要樹木の樹種						
景観重要樹木の所在地	和歌山市					
景観重要樹木の所有者	住 所					
	氏 名					
	電話番号					
指定の理由 (樹容の特徴)						

別記様式第16号(第16条関係)

景観重要樹木指定解除通知書

第 号 年 月 日

様

和歌山市長印

景観法第35条第3項の規定により準用する景観法第30条第1項の規定により、景観重要樹木の指定を解除したことを通知します。

指定年月日及び指定番号		年	月	目	第	뭉
景観重要樹木の樹種						
景観重要樹木の所在地	和歌山市					
景観重要樹木の所有者	住 所					
	氏 名					
	電話番号					
指定解除の日			年		月	日
指定解除の理由						

別記様式第17号(第17条関係)

和歌山市指定景観重要建造物									
名称									
						21cm			
	指定番号	番		号					
	指定年月日	年	月	日					
和歌山市									
	300	em —							

別記様式第18号(第17条関係)

和歌山市指定景観重要樹木									
樹種 (科名)									
						21cm			
	指定番号	番		号					
	指定年月日	年	月	日					
	和歌	山市							
	300	em —							

別記様式第19号(第18条関係)

景観重要建造物又は景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

 申請者
 住
 所

 氏
 名
 印

 電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称並びに代表者の氏名及び代表者印

景観法第22条第1項又は第31条第1項の規定により、現状変更の許可を次のとおり申請します。

指定年月日及び指定番号		年	月	日	第	号	
景観重要建造物の名称又は 景観重要樹木の樹種							
景観重要建造物又は景観重 要樹木の所在地	和歌山市	•					
景観重要建造物又は景観重	住 所						
要樹木の所有者	氏 名						
行為の種類	建造物	□増築 □模様)]移転 [ぎの変更		修繕 の他 (
	樹木	□伐採		移植			
設計又は施行方法 (現状変更の内容)							
現状変更を必要とする理由							
行為の期間	着手予定	定年月日			年	月	日
行為の期間	完了予定年月日				年	月	日

- 1 申請書は、正副2通提出してください。
- 2 この申請書とともに必要な図書を添付してください。
- 3 □の欄は、該当する行為の種類をチェックしてください。

別記様式第20号(第19条関係)

(表面)

第 号

身分証明書

所 職 名 氏

60mm

上記の者は、景観法第17条第8項及び第23条第3項(同法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規定する業務に従事する職員であることを証明する。

年 月 日交付

和歌山市長

印

90mm

(裏面)

(裏面)景観法(抜粋)

(変更命令等)

第17条 1~6(略)

- 7 景観行政団体の長は、(略)景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは 当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、 若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 8 (略)立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 9 (略)

(原状回復命令等)

第23条 (略)

- 2 (略)景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。(略)
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。 (原状回復命令等についての準用)
- 第32条 第23条の規定は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第2項において 準用する第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第23条第1項中「景観重要建造物」と あるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。
- 2 (略)

別記様式第21号(第20条関係)

景観重要建造物又は景観重要樹木所有者変更届出書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

 届出者
 住
 所

 氏
 名
 印

 電話番号

法人にあっては、主たる事務所の所在地、 名称並びに代表者の氏名及び代表者印

景観法第43条の規定により、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更しましたので、次のとおり届け出ます。

	指定	番号		景観重要建造物・景観重要樹木					ζ.	指定	第	号	
	指定年	F月 日				年		月		Ħ			
1	き物の 木の)名 称 又 尌種											
1	生物 ∑ 在地	スは樹木	和歌山	市									
	変更	住所											
所有	前	氏名											
者	変更	住所											
	後	氏名											
	変更年	F月 日				年		月		目			
	変更0)事由											

注意事項 この届出書とともに必要な図書を添付してください。

別記様式第22号(第22条関係)

景観まちづくり推進団体認定申請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

和歌山市景観条例第15条第1項の規定による景観まちづくり推進団体の認定を受けたいので、添付書類を添えて申請します。

|--|

添付書類

- (1) 良好な景観の形成を目的とする自主的な活動の区域を示す地図
- (2) 団体の活動の内容及びその活動が継続的に実施されていることを示す書類
- (3) 団体の活動について、(1) の区域内の土地所有者等(土地の所有者及び借地権を有する者をいう。 以下同じ。)及び住民の理解を得ていることを示す書類
- (4) (1) の区域内に団体の構成員の過半数が土地の所有権、借地権又は住所を有することを示す書類
- (5) 団体規約 (団体の目的、名称、活動の内容、事務所の所在地、役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項、構成員に関する事項並びに会計に関する事項を具備しているものに限る。法人の場合にあっては、定款等の写し)
- (6) 登記事項証明書(法人の場合に限る。)

別記様式第23号(第23条関係)

景観まちづくり推進団体認定書

第 号 年 月 日

印

様

和歌山市長

年 月 日付けの景観まちづくり推進団体の認定申請について、和歌山市景観条例第15条第1項の規定により景観まちづくり推進団体に認定します。

- 1 団体の名称
- 2 認定番号 第 号

別記様式第24号(第24条関係)

景観まちづくり推進団体変更届出書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

申請者 住所 団体の名称 (代表者)氏名 印 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者印

次の事項について変更を行ったので、和歌山市景観条例施行規則第24条の規定により届け出ます。

変更年月日			年 ,	月	日	
	□ 団体の名称 (法人の名称)					
	□ 代表者の氏名		変更前			
	□ 代表者の住所 (事務所の所在地)					
変更の内容	□ 電話番号					
内容	□ その他		変更後			

別記様式第25号(第25条関係)

景観まちづくり推進団体認定取消書

第 号 年 月 日

様

和歌山市長

和歌山市景観条例第17条第1項の規定により景観まちづくり推進団体の認定を取り消します。

- 1 団体の名称
- 2 認定番号 第 号
- 3 認定年月日
- 4 取消理由

別記様式第26号(第26条関係)

景観まちづくり推進地区指定申請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

申請者 住所
団体の名称
(代表者)氏名
電話番号
(法人にあっては、主たる事務所の)
所在地、名称及び代表者印

和歌山市景観条例第18条第1項の規定による景観まちづくり推進地区(以下「推進地区」という。)の指定を受けたいので、添付書類を添えて申請します。

推進地区の指定を受けよ
うとする区域において積
極的に推進している良好
な景観の形成に係る取組
みについての主な内容

添付書類①

- (1) 推進地区の指定を受けようとする区域を示す地図
- (2) (1) の区域において良好な景観の形成を積極的に推進していることを示す書類
- (3) (1) の区域内に自らの土地又は住所が含まれることについて、土地所有者等(土地の所有者及び借地権を有する者をいう。以下同じ。)及び住民の理解を得ていることを示す書類

添付書類②(景観まちづくり推進団体に認定された団体が、推進地区の申請する場合を除く。)

- (1) 良好な景観の形成を目的とする自主的な活動の区域を示す地図
- (2) 団体の活動の内容及びその活動が継続的に実施されていることを示す書類
- (3) 団体の活動について、(1) の区域内の土地所有者等(土地の所有者及び借地権を有する者をいう。 以下同じ。)及び住民の理解を得ていることを示す書類
- (4) (1) の区域内に団体の構成員の過半数が土地の所有権、借地権又は住所を有することを示す書類
- (5) 団体規約 (団体の目的、名称、活動の内容、事務所の所在地、役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項、構成員に関する事項並びに会計に関する事項を具備しているものに限る。法人の場合にあっては、定款等の写し)
- (6) 登記事項証明書(法人の場合に限る。)

別記様式第27号(第27条関係)

景観まちづくり推進地区指定書

 第
 号

 年
 月

 日

様

和歌山市長

年 月 日付けの景観まちづくり推進地区の指定申請について、和歌山市景観条例第18条第1項の規定により景観まちづくり推進地区に指定します。

指定番号 第 号

別記様式第28号(第28条関係)

景観まちづくり推進地区変更届出書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

申請者 住所 団体の名称 (代表者)氏名 印 電話番号 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者印

次の事項について変更を行ったので、和歌山市景観条例施行規則第28条の規定により届け出ます。

変更年月日			年 月 日
変更の内容	□ 団体の名称 (法人の名称)		
	□ 代表者の氏名	変更前	
	□ 代表者の住所 (事務所の所在地)	多 史制	
	□ 電話番号		
	その他	変更後	

別記様式第29号(第29条関係)

景観まちづくり推進地区指定取消書

 第
 号

 年
 月

 日

様

和歌山市長

和歌山市景観条例第20条第1項の規定により景観まちづくり推進地区の指定を取り消します。

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日
- 3 取消理由

- 別記様式第1号(第3条関係)
- 別記様式第2号(第3条関係)
- 別記様式第3号(第4条関係)
- 別記様式第4号(第4条関係)
- 別記様式第5号(第5条関係)
- 別記様式第6号(第7条関係)
- 別記様式第7号(第7条関係)
- 別記様式第8号(第8条関係)
- 別記様式第9号(第9条関係)
- 別記様式第10号(第10条関係)
- 別記様式第11号(第11条関係)
- 別記様式第12号(第12条関係)
- 別記様式第13号(第13条関係)
- 別記様式第14号(第14条関係)
- 別記様式第15号(第15条関係)
- 別記様式第16号(第16条関係)
- 別記様式第17号(第17条関係)
- 別記様式第18号(第17条関係)
- 別記様式第19号(第18条関係)
- 別記様式第20号(第19条関係)
- 別記様式第21号(第20条関係)
- 別記様式第22号(第22条関係)
- 別記様式第23号(第23条関係)
- 別記様式第24号(第24条関係)
- 別記様式第25号(第25条関係)
- 別記様式第26号(第26条関係)
- 別記様式第27号(第27条関係)
- 別記様式第28号(第28条関係)
- 別記様式第29号(第29条関係)